

# 合併処理浄化槽への切り替えを

## 合併処理浄化槽補助金制度のご案内

浄化槽から排出される放流水は側溝から河川・海等の公共水域に直接放流されます。それだけに環境への負荷の大きい単独処理浄化槽（し尿のみを処理し、雑排水はそのまま放流してしまう浄化槽）から合併処理浄化槽（し尿と雑排水の両方を処理できるうえに、排出する汚濁量が単独処理浄化槽の4分の1以下の浄化槽）への切り替えを市では推進し、設置費用の補助を行っています。また合併処理浄化槽を設置する際に単独処理浄化槽を撤去される方には、あわせて撤去費も補助されますので、ぜひご利用ください。

自分とご近所の住環境のため、また自然環境のために、ぜひご検討ください。

### 補助対象地域

下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業の認可区域外の地域。ただし、認可区域内であっても7年間供用開始ができないと見込まれる地域は対象となります。

### 補助対象者

- ・ 住居の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え設置する方。
- ・ 住居に新たに浄化槽を設置する方。
- ・ 地域の集会場等で新たに浄化槽を設置する方。

### 補助対象額

- ・ 5人槽 35万2千円
  - ・ 6〜7人槽 44万1千円
  - ・ 8〜10人槽 58万8千円
  - ・ 11〜20人槽 100万2千円
- ・ 単独処理浄化槽撤去費 9万円
- ※補助は予算の枠内で行っていますので、申請はお早めにお願ひします。
- ※申請等に当たっては、その他条件がありますので、国中地区は上下水道課、両津・相川地区は各支所、小木・羽茂・赤泊地区は羽茂支所の上下水道係へお問い合わせください。

### 浄化槽の保守

浄化槽は微生物の力で汚水を浄化しますので、その能力を充分に発揮するためにはメンテナンスが欠かせません。そのため浄化槽法では、4か月に1回以上の保守点検、年1回以上の清掃・くみとり、年1回の法定水質検査を定めています（回数は全て家庭用の小型合併処理浄化槽の場合）。特に水質検査はご家庭からの放流水が住環境・自然環境に対して安全かどうかを調べるためのものです、毎年欠かさず受検してください。

### お問い合わせ

市役所上下水道課 維持管理係 浄化槽担当（真野行政サービスセンター内）

☎ 55-2222

# 介護保険料・後期高齢者医療料 平準化のお知らせ

介護保険料または後期高齢者医療保険料が年金から天引き（特別徴収）されている方を対象に、保険料をならす作業（平準化）を行います。

介護保険料および後期高齢者医療保険料は、年度の前半に仮の保険料を納めていただき、保険料の確定後、年度の後半に差額を清算します。そのため、年度の前半と後半で保険料の金額が大きく増減すると、保険料の負担が偏ってしまう場合があります。

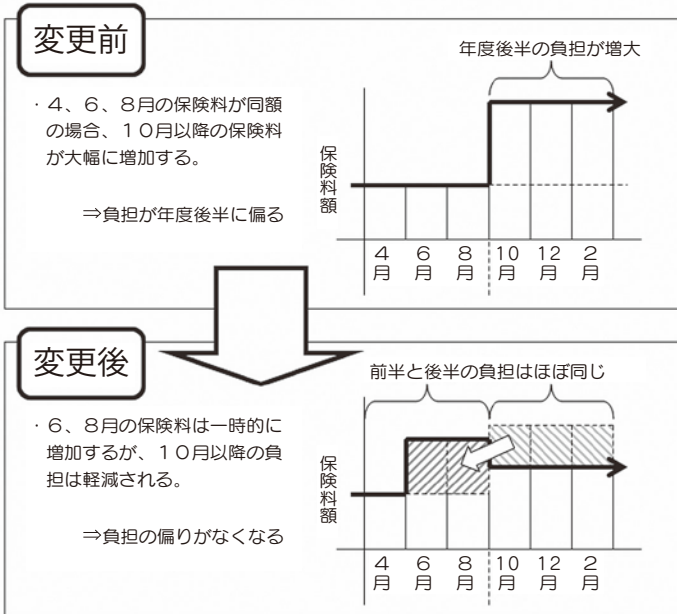
この負担の偏りを小さくするために、保険料をならします。

6月と8月の保険料額を一時的に増減することで、年度の前半と後半の負担が同じになるように調整します。

対象となる方には6月上旬までに『仮徴収額変更通知書』をお送りし、お知らせします。

### お問い合わせ

市役所税務課（市民税係） ☎ 63-5110



イメージは、保険料の増額が予想される場合のイメージです。減額が予想される場合、6月と8月の保険料は減額となります。